

## 安全装置等導入促進助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）が、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する場合に、その費用の一部を助成することによって交通事故防止に資することを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象とする安全装置等は次に掲げる装置とする。

#### (1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置とは、次の各号に掲げる機能を有するものとする。なお、装置の装着にあたって道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① 後退時の後方視野が確保できること。
- ② 運行時において後方視野が確保できること。
- ③ 概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

#### (2) 側方視野確認支援装置

#### (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置

呼気吹込み式アルコールインターロック装置は、国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

#### (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

2. 前項第2号に定める側方視野確認支援装置については、中型自動車及び大型自動車（車両総重量7.5トン以上）の左側に側方カメラを装着した場合に限り助成対象とする。
3. 前項第4号に定めるIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り助成対象とする。

(実施期間)

第3条 事業の実施期間として、平成29年4月1日から平成30年2月末日までとする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金は、事業者が当該年度に新たに装置を導入する場合、次の通りとする。

(1) 後方視野確認支援装置

(2) 側方視野確認支援装置

(1)、(2) は各1台10,000円(5台限度)

(1)、(2) のいずれにも該当する一体型である装置を導入した場合は、車両1台につき20,000円を助成する。

(3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置

(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(3)、(4) は各1台10,000円(合計2台限度)

2. 1社あたりの単年度助成額は、総額で5万円までとする。

3. 国から補助金を交付された装置に対しては助成金を交付しない。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする場合は、事前に「安全装置等導入促進助成金交付申請書(事前申請)」を秋ト協へ申請する。

(助成金の請求)

第6条 会員事業者は、導入が完了した場合は「安全装置等導入促進助成金交付申請書(実績報告書・助成金請求書)」により秋ト協へ請求する。

2. 前項に定める請求書には、経費の明細書、領収書の写し、取付証明書、取り付けた機器の写真、国からの補助金受けない旨の証明書、車検証の写し、Gマーク認定書(IT機器の遠隔地アルコール検知器の場合)の写しを添付して、秋ト協に請求する。

(助成金の交付)

第7条 秋ト協は、会員から提出された請求書等を精査し、適正と認めるときは助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 秋ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他秋ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(財産の処分制限)

第9条 事業者は交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

但し、予め秋ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 側方視野確認支援装置 1年
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 1年
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年

《附 則》

1. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。
2. 平成29年度3月21日改正、同年4月1日から実施する。